



あなたが
被った被害は
正当な評価がされていますか？

交通事故後遺障害等級認定

後遺障害認定110番



行政書士

博多総合法務事務所



はじめに

一人でも多くの被害者を救いたい

交通事故の後遺障害に悩んでいる方の力になり、一人でも多く救済したい。この想いが、博多総合法務事務所の原点です。

日本では、年間100万件以上の交通事故が発生しています。普通に生活をしている中で、交通事故に遭う可能性は決して低くはありません。

事故で被害を受け、むちうちなどの痛みを苦しんでいる方はたくさんいます。しかし、痛みは目に見えない症状であるため、周囲から辛さを理解されず、身体的にも精神的にも苦しんでおられます。保険会社から治療の打ち切りを勧告されるなど、心ない言葉や扱いに傷つけられるのです。

私はこうした理不尽な状況を打開し、苦痛を受けた方が当然の対価として損害賠償を得るための援助を行います。

そのためには、適正な後遺障害の等級認定を受けることが必要不可欠です。

警察で培った法医学や交通事故に関する知識をもとに、行政書士として専門的な経験を駆使して、これまで数多くの被害者様を認定に導き、皆様が納得できる賠償金額を獲得してきました。

あなたのひかり輝く明日のために、全力を尽くして支援いたします。

博多総合法務事務所 所長 中川 和昭



Introduction

後遺障害認定とは？

ここでは、「後遺症」と「後遺障害」の違いについて、わかりやすくお伝えします。

言葉は似ていても、内容は全く違ってきますので、おおまかでも知っておくとよいでしょう。

「後遺症」とは、事故直後に現れた急性期症状（一定の期間現れた強い症状）が治った後に、残ってしまった症状のことです。機能障害や神経症状などを指し、一般的に広く使われている言葉です。

一方、「後遺障害」とは交通事故によって受けた傷害が、治療をしても回復の見込みがなく、仕事や日常生活において支障がある状態を言います。6カ月以上経過しても症状があり、治療を続けても改善しないことが医学的に認められると「症状固定」と見なされます。投薬やリハビリで少しはよくなるけれど、少し経つとまた痛みが生じるなど、一進一退を繰り返す状態です。

「後遺障害」は次のような条件に該当するもので、自賠責保険の制度上で使われる用語です。

1. 交通事故によって受けた傷害であること
2. 医学的に回復の見込みがないこと（症状固定）
3. 交通事故と症状固定の間に相当程度の因果関係があり、医学的に認められること

この部分を証明するのが難しいところであり、立証を専門家が行います

4. 労働能力の喪失を伴うもの
5. 自動車損害賠償保障法施行令の等級に該当するもの



無料パンフレット お申し込みはこちら



営業時間 9:00~18:00

相談専用ダイヤル

092-413-1146

事務所代表番号

092-413-1147